

送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2 - 15 (直接運送に関する取扱い) の (3) の規定を準用する。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68-5-11

(1) 以下、本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

協定名	原産地証明書	本節における略称
シンガポール協定	シンガポール協定第 31 条に基づく原産地証明書	シンガポール協定原産地証明書
メキシコ協定	メキシコ協定第 39 条の A に基づく原産地証明書	メキシコ協定原産地証明書
マレーシア協定	マレーシア協定第 40 条に基づく原産地証明書	マレーシア協定原産地証明書
チリ協定	チリ協定第 44 条に基づく原産地証明書	チリ協定原産地証明書
タイ協定	タイ協定第 40 条に基づく原産地証明書	タイ協定原産地証明書
インドネシア協定	インドネシア協定第 41 条に基づく原産地証明書	インドネシア協定原産地証明書
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 37 条に基づく原産地証明書	ブルネイ協定原産地証明書
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書	アセアン包括協定原産地証明書
フィリピン協定	フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書	フィリピン協定原産地証明書
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 16 条に基づく原産地証明書	スイス協定原産地証明書
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 第 2 規則に基づく原産地証明書	ベトナム協定原産地証明書
インド協定	インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書	インド協定原産地証明書
ペルー協定	ペルー協定第 54 条に基づく原産地証明書	ペルー協定原産地証明書
オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3 ・ 15 条に基づく原産地証明書	オーストラリア協定原産地証明書
モンゴル協定	モンゴル協定第 3 ・ 16 条に	モンゴル協定原産地証明

	基づく原産地証明書	書
--	-----------	---

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ 次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記68-5-14(1)に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項
オーストラリア協定	オーストラリア協定附属書3に定める事項
モンゴル協定	モンゴル協定附属書3に定める事項

(イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることができる。

(ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕

入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> Third country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること
ベトナム協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
インド協定原産地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェックが付されていること

ペルー協定原産地証明書	「9. Remarks:」	—
オーストラリア原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Subject of non-party invoice」又は「 <input type="checkbox"/> NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること
モンゴル協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—

- (ハ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く）に記載される関税率表番号は、6桁で記載されるが、7桁以降の記載があっても不備とはしないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。
- ロ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。
- ニ 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。
- ホ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。
- ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。

原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は “DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

定原産地証明書	
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は “CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
スイス協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は “CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の発給年月日
インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
ペルー協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER___DATED___”
オーストラリア協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGIN CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER___DATED___”
モンゴル協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

原産地証明書	記載事項	留意事項
--------	------	------

メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
スイス協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	
ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	
インド協定原産地証明書	船積みの日	第8欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY” 及び船積みの日	—
オーストラリア協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY” 及び船積みの日	—
モンゴル協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—

チ 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点

- (イ) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第 0301.11 号の産品のうちのこい及び金魚以外のもの並びに関税率表番号第 0301.19 号の産品の規則にあつては、当該条件に該当する場合には「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the

goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。

- (ロ) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。
- (ハ) マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」に FOB 価格が記載されている場合には、当該 FOB 価格については、特段の確認を要しないものとする。
- (ニ) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。
- (ホ) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の製品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあつては、同第3欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
タイ協定	第16類	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
フィリピン協定	第16類	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

- (ハ) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の製品について、品目別規則において、アセアン第三国ルールが適用される場合は、同第3欄の事項が同第4欄に示す所要欄に記載されるので留意する。

経済連	対象	必要記載内容	記載欄
-----	----	--------	-----

携協定			
シンガポール協定	第16類、第18類から第20類までの産品	「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
	第19類又は第20類の産品であって当該産品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料の使用を認めるもの	「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」	
マレーシア協定	第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
	第19類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	
タイ協定	第7類、第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods(including

			quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
ブルネイ協定	第4類、第11類、第16類から第20類まで、第29類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	ブルネイ協定原産地証明書、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第18類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

- (ト) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第3欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
シンガポール	第50類から第63類までの産	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No. & Kind of Packages Description of Goods」

協定	品	の欄に記載される「品名」の後
マレーシア協定	第 50 類から第 63 類までの産品	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
タイ協定	第 61 類又は第 62 類の産品	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
インドネシア協定	第 50 類から第 63 類までの産品	インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄
ブルネイ協定	第 50 類から第 63 類までの産品	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第 50 類から第 63 類までの産品	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄
ベトナム協定	第 50 類から第 63 類までの産品	ベトナム協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第 50 類から第 63 類までの産品に係る規則にあつては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

- (3) 原産地証明書の様式は次表第 2 欄に掲げるものとする。ただし、シンガポール協定にあつては、シンガポール協定第 31 条、オーストラリア協定にあつては、オーストラリア協定第 3・15 条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。

原産地証明書	原産地証明書の様式
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ統一規則附属書 2 に定める様式

マレーシア協定原産地証明書	マレーシア運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
チリ協定原産地証明書	チリ運用上の手続規則別紙 2 - A に定める様式
タイ協定原産地証明書	タイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン運用上の規則付録 1 に定める様式
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式に適合する書式
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム運用上の規則付録 2 に定める様式
インド協定原産地証明書	インド運用上の手続別紙 1 に定める様式
ペルー協定原産地証明書	ペルー協定附属書 4 に定める様式に適合する書式
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式

(原産地申告の必要的要件)

68-5-11 の 2

- (1) 本節において、原産地申告とは次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものとする。

協定名	原産地申告	本節における略称
メキシコ協定	メキシコ協定第 39 条の B に基づく原産地申告	メキシコ協定原産地申告
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 19 条に基づく原産地申告	スイス協定原産地申告
ペルー協定	ペルー協定第 57 条に基づく原産地申告	ペルー協定原産地申告

- (2) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (1) の規定により、